

## ○歩道改築取扱要綱

(制定 平成5年12月1日 建設局長決裁)

最近改正 令和8年1月28日

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、車両を歩道に乗り入れる必要上施行する歩道改築工事に関して必要な事項を定める。

### (申 請)

第2条 歩道改築工事は、工事を施行しようとする者（原則として沿道施設の所有者。以下「申請者」という。）に道路工事施行承認申請書（様式1）を提出させるものとする。

### (承認基準)

第3条 歩道改築工事の承認は、必要やむを得ない場合に限るものとし、その承認基準は次のとおりとする。

#### (1) 場 所

ア 交差点・横断歩道・歩道橋・地下道・地下鉄の昇降口・バス停および踏切の前後5mを除く場所。ただし、特別と認めた場合はこの限りでない。

イ 沿道に車両の歩道横断を必要とする施設がある場合、もしくは、土地利用が確定し車の出入りを必要とする施設を設ける計画のある場所。

#### (2) 箇所数

原則として1宅地1箇所とする。

ただし、ガソリンスタンド及び大規模な駐車場を有する施設等で車両の出入を区分した方が交通安全上好ましい場所及びその他特別と認める場合はこの限りでない。なお、複数箇所設ける場合は、原則として一定以上の離隔をとることとする。

#### (3) 構 造

歩道改築部分の構造は次のとおりとする。

	A 型 積載量4トン以上 の車両が出入りする場合	B 型 積載量4トン未満 の車両が出入りする場合
幅 員	6メートル以下	3メートル以下
舗装種別	原則としてコンクリート舗装	

注1 幅員の拡大については、車両の回転半径、前面道路の幅員、沿道施設の形態等から必要やむを得ない場合に限り、関係書類（軌跡図等）を添付させたうえで承認することができる。

注2 標準平面及び構造については、大阪市建設局請負工事共通仕様書によること。

### (警察協議)

第4条 歩道改築工事を承認する場合、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議するものとする。

(承認)

第5条 第2条の申請による歩道改築工事が道路管理上支障がないと認める場合は、申請者に道路工事施行承認書を交付する。この場合必要な条件をつけることができる。

(工事費)

第6条 歩道改築工事に要する費用は、道路法第57条の規定により申請者負担とする。

(事務検査費)

第7条 歩道改築工事に伴う事務検査費については免除とする。

(歩道改築の本市施工の範囲)

第8条 本市が行う歩道新設工事等に伴って沿道施設の所有者等から歩道乗り入れの要望があり、かつ本要綱の基準に適合すると認めた場合は、歩道乗入構造施行願（様式2）を提出させた後、本市の費用負担で施行する。ただし、当該工事区域にかかる場所についてはこの限りでない。

(改築後の維持管理)

第9条 歩道改築後の維持管理については特別の場合を除き本市が行う。

附 則

- 1 この要綱は平成5年12月1日から実施する。
- 2 歩道改築取扱要綱（昭和54年12月1日）は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和8年1月28日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に存するこの要綱による改正前の様式による用紙は、当分の間なおこれを使用することができる。

申請手数料として、1,100円いただきます。

(様式1)

## 道路工事施行承認申請書

(提出先)  
大阪市長

年 月 日

〒

住 所

氏 名

担 当 者

電話番号

道路法第24条の規定により、道路工事施行承認を申請します。  
なお、竣工後の施設は貴市に帰属し、完成検査後2年以内に当該工事の瑕疵に起因する損傷が生じた場合は、申請者の責任において直ちに修繕します。

施工目的			
施工場所	路線名	車道・歩道・その他( )	
	場 所	区	
工事概要	工 事 種 別 及 び 施 工 数 量		
	車両乗入	m <sup>2</sup>	地先境界ブロック据直
	歩道一時乗入(改築・鉄板)	m <sup>2</sup>	歩車道境界ブロック据直
	道路補修	m <sup>2</sup>	防止柵撤去(永久・一時)
工事の期間	年 月 日 から	年 月 日 まで	日間
施工方法	直営・請負 施工業者 住 所 業者名 担当者 電話番号		
添付書類	位置図・平面図・断面図・仕様書・沿道土地利用計画図 その他( )		
備 考			
※本市記入欄	立会日 : 年 月 日	手数料 1,100円	受付印
		領収書No.	

申請書提出前には、必ず管轄工営所担当者の事前立会・調整を受けてから申請してください。

## 歩道乗入構造施行願

年 月 日

大阪市長 様

住所  
願人  
氏名 印

貴市の 工事の施行に際し、自動車の出入りのため、その構造を一部変更していただきたくお願ひいたします。

記

願出箇所			
変更理由	自動車の沿道施設への乗り入れのため		
沿道施設 (車両収容施設)	規 模	$m^2$	
	収容車両	乗用車 (台)	型貨物車 (台)
	積載重量	最大 t	
車両利用形態	営業用	・ 非営業用 (一般家庭用)	・ 兼用
	営業内容 ( )		
誓約事項	1 本願出により変更施工された構造が不要となった場合は、願人の費用負担で責任をもって貴市の指示どおり、一般構造に修復します。 2 本願出で記載されている内容以外の事由により、願出箇所及びその附近の歩道に損傷を与えた場合も願人の費用負担で貴市の指示どおり修繕します。		
平面図	添付図 1 のとおり		
附近見取図	添付図 2 のとおり		